

相模原市公告

相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）第5条の規定により、「小原の郷改修及び増築工事（その1）」（公契約条例対象工事）について、次のとおり条件付一般競争入札を執行する。

本件は、予定価格以下で最低制限価格以上の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者に対して、入札参加条件の資格審査を行い、資格が確認できた場合のみ落札者として決定する。なお、最低の価格をもって入札を行った者が、複数あった場合、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者に対して入札参加条件の資格審査を行うものとする。

令和8年6月29日

相模原市長 本村 賢太郎

1 入札に付する事項

入札番号・工事名・工事場所・工事概要・工期・最低制限価格
別紙「入札案件概要書」のとおりにする。

2 入札方法等

（1）かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」により入札等を行う。紙入札は、電子入札運用基準（平成18年4月1日施行）「8 紙入札の取扱い」によるものとする。

（2）入札金額の記載については、次のとおりとする。

ア 入札書に記載された金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札価格とする。

イ 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。

（3）入札書には、別紙「入札案件概要書」に定める「入札時添付資料」を添付すること。

（4）入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「かながわ電子入札共同システム」により開札日から起算して7日（開庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。

（3）参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと又は法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。

（4）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。

（5）県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。

（6）市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

（7）相模原市契約規則に基づく令和7年・8年度競争入札参加資格者として認定されていること。

（8）現場代理人、技術者等（主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する事項

ア 専任で配置できる技術者がいること（請負金額が4,500万円以上の場合（建築一式工事は9,000万円以上の場合））。ただし、技術者の専任特例を適用する場合は、この限りではない。

イ 5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）を下請契約して施工する場合は監理技術者を配置すること。また、監理技術者講習修了証又は講習修了履歴を貼り付けた監理技術者資格者証も所持していること。

ウ 現場代理人、技術者等が該当工事の公告日において、入札参加申請業者と3か月以上の雇用関係があること。

エ ウの雇用関係を原則として以下の書類で証明できること。

資格確認書（所属事業所名及び加入年月日が表示されており、有効期限内のもの）

上記が交付されていない場合は、監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属企業の雇用証明書又はこれらに準ずる資料

オ 現場代理人、技術者等の配置に係る詳細は、相模原市ホームページ「入札・契約情報」→「工事・コンサルなどの入札情報」→「入札・契約制度（工事・コンサル）」→「現場代理人及び主任（監理）技術者等の適正な配置等について」を参照のこと。

カ その他別紙「**入札案件概要書**」の参加条件（技術者に関する事項）に指定がある場合は、その条件に該当すること。

（9）別紙「**入札案件概要書**」に定める参加条件（認定済み営業種目・細目、総合点数、特定建設業許可、本店所在地）に該当すること。

（10）事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

（11）手持工事について

ア 本市内に本店を有する者は、相模原市契約課（以下「契約課」という。）発注の手持工事が別紙「**入札案件概要書**」に定める制限に該当する場合は、参加できない。

イ アの手持工事の取扱いについては、以下のとおり扱うものとする。

（ア）過年度契約分については含まないものとする。ただし、継続事業（継続費、債務負担行為及び繰越明許費（繰越明許費は公告又は指名の通知をしたときに繰越明許費としていた案件に限る。））については、過年度契約分も含むものとする。

（イ）共同企業体による契約（電気工事を除く。）については、対象とする。

（ウ）落札したものは手持契約件数に含むものとする。

（エ）完成検査が完了した案件は手持契約件数に数えないものとする。なお、基準日は開札日前日とする。

（オ）複数の入札に参加する場合、手持契約件数がアに該当した時点で残りの入札については、入札参加資格を喪失し、入札に参加できないものとする。

（カ）入札時の条件で手持工事の対象外とした案件は対象としない。**余裕期間設定工事の場合、余裕期間内は手持工事としない。なお、現場代理人、技術者等の配置については余裕期間内は配置を要しないことから、実工期の始期を手持工事の基準日とする。**

（12）工事の実績

ア 別紙「**入札案件概要書**」に定める「工事の実績」の条件に該当する工事实績があること。

イ 確認書類

（ア）**指定工事種別の最高契約金額の案件について、以下の書類を提出すること。**

（イ）コリンズ（CORINS：工事实績情報システム）の「登録内容確認書」の写しを持参又はFAXにより提出すること（契約書の写しでも可）。

（ウ）契約書の写しの場合は、変更契約分まで提出すること。また、JV施工の場合には、共同企業体協定書の写しを添付すること。

（エ）契約書の相手方が個人の場合は、工事实績として契約書の写しを提出する旨の了解が取れているものに限る。

（オ）契約書により工事内容が確認できない場合は、内訳書などの工事内容が確認できる書類を別途提出すること。

（カ）既に提出済みの確認書類が、本公告の条件を満たしている場合は、提出不要とする。

（13）下請契約における建設業許可

5,000万円以上（建築一式工事の場合は**8,000万円以上**）を下請契約して施工する場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）の特定建設業の許可を受けていること。

4 入札参加申請及び入開札に関する事項

別紙「**入札案件概要書**」のとおり

注：入札参加資格の有無については、確認通知書により行う。**ただし、参加資格「有」とされた場合でも、開札後、落札候補者に対して、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ参加資格「有」とする。**

注：入札書受付締切日時は、紙入札の場合も同様とする。

5 入札参加資格の喪失に関する事項

- (1) 入札参加を認められた後、**落札決定**までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失し、失格とする。
- (2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で契約課（042-769-8217（直通））まで連絡し、入札参加資格喪失届（様式1）を必ず提出すること。

6 契約条項を示す場所

契約課

7 入札説明書（設計図面、設計書、仕様書等）に関する事項

- (1) 入札説明書（設計図面、設計書、仕様書等）は、かながわ電子入札共同システムの「調達案件概要」画面の備考欄に記載したパスワードにより、相模原市ホームページ「入札・契約情報」からダウンロード可
- (2) ダウンロードにより配布する設計図書は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。
- (3) 質問及び回答
質問及び回答の期限は「**入札案件概要書**」のとおり
※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書（電子入札用）」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。

8 入札保証金に関する事項

相模原市契約規則第8条第3号により免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 入札参加を確認した者で、落札決定までに「3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の(1)から(6)までのいずれかを満たさなくなった者がした入札
- (2) 相模原市契約規則第16条に該当する入札又は同規則に違反した入札
- (3) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札書
- (4) 他人名義のICカードを不正に取得し、及び使用して行った入札書
- (5) ICカードを不正に使用した入札書
- (6) 必要とする「**入札時添付資料**」の添付がない入札書
- (7) 不備がある「**入札時添付資料**」の工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。工事費内訳書の工事価格と入札額の相違、案件名の相違など）が添付された入札書
- (8) 入札書に添付された配置予定現場代理人・技術者届（技術者の専任特例又は営業所専任技術者の配置の特例を適用する場合は、配置予定現場代理人・監理（主任）技術者（専任特例1号）・連絡員届、配置予定現場代理人・監理技術者（専任特例2号）・監理技術者補佐届、配置予定現場代理人・監理（主任）技術者（営業所専任特例）・連絡員届。以下同じ。）を審査した結果、適正な資格要件を満たさない入札書
- (9) 開札後、審査を要する入札について、審査の結果、適正な入札と認め難い入札書
- (10) 次に掲げる不備があった紙入札書
 - ア 入札者等の記名がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 公告に示した案件名の記載がないもの
 - オ 所定の日時までに到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
 - キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
 - ク 紙入札承認を受けていないもの

10 落札候補者への連絡

- (1) 開札時に一旦保留とし、保留通知書の理由欄に1位から3位までの入札額を記載するため、入札参加者は保留通知書を確認すること。

- (2) 単価契約以外の案件については、工事費内訳書の点検を行う。入札書に添付された工事費内訳書の点検を行うが、**疑義がある場合は、詳細な内容の積算明細（設計書と同様の内容のもの）の提出を求め、再度点検を行う。**なお、この時点での工事費内訳書の差替えは認めない。
- (3) 保留通知書は「かながわ電子入札共同システム（電子入札システム）」により通知する。

1 1 疑義等申立

開札日の翌日から市積算の工事費内訳書（入札時に添付される内訳書と同程度）を当該案件の入札参加者に限り公表する（単価契約を除く。）。公表された工事費内訳書を確認し、積算内容等に疑義がある場合は、この入札に入札書を提出した者に限り疑義の申立を認める。受付期間は工事費内訳書を公表した日（通常は開札日の翌日）の午前9時から午後5時までとする。（相模原市ホームページ「入札・契約制度（工事・コンサル）」に掲示している「工事費内訳書の公開及び疑義への対応について」参照）

1 2 落札者の決定方法

- (1) **落札者の決定は、原則として開札日から翌々日（閉庁日等を除く。）に行う。**同日に落札者の決定を行う契約課発注の工事が複数ある場合は、予定価格の高い順に落札者の決定を行う。
- (2) 予定価格の範囲内で、最低制限価格を下回らない最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。**落札候補者に対しては、別紙「入札案件概要書」に定める入札参加条件（認定済み営業種目・細目、総合点数、特定建設業許可、本店所在地、手持工事及び工事の実績）の資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定する。**
審査の結果、資格要件を満たさない場合は当該入札を無効とし、次順位の入札を行った者について同様の審査を行う。
- (3) 入札書に添付された**配置予定現場代理人・技術者届**を審査した結果、適正な資格要件を満たさない場合は入札を無効とし、次順位の入札書について同様の審査を行う。なお、配置予定の技術者等は止むを得ない事情を除き、変更及び取り下げを認めない。
- (4) 単価契約以外の案件については、入札書に添付された工事費内訳書を審査した結果、適正な積算と認められた後に落札者とする。なお、審査においては、各種経費について点検を行うが、疑義がある場合は、積算理由書の提出を求め、再度点検を行う。適正な積算と認め難い場合は、入札を無効とし、次順位の入札書について同様の審査を行う。
- (5) **最低の価格をもって入札を行った者が、複数あった場合、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者に対して入札参加条件の資格審査を行う。（くじ引きの方法については、別添「くじ引きの方法について」参照。）**
- (6) 落札者決定通知書は「かながわ電子入札共同システム（電子入札システム）」により通知する。

1 3 開札後に入札参加資格なしとされた者の説明要求

落札候補者の入札が、開札後に入札参加資格なしとして無効とされた場合、その落札候補者は、落札者決定通知書が発行された日の翌日から起算して5日（閉庁日等を除く。）以内に書面により苦情を申し立てることができる。（相模原市ホームページ「相模原市公共工事苦情処理手続について」参照。）

1 4 入札の中止等

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続の誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消しをした場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1 5 契約保証金

原則として、契約金額の100分の10以上を契約時までには納付すること。

1 6 支払の条件

- (1) 前払金 単年度の契約の場合は契約金額の4割以内とし、継続費等の2年度以上にわたる契約の場合は各会計年度の出来高予定額の4割以内で支払う。ただし、単価契約については、

前払金なしとする。

(2) 中間前払金

単年度の契約の場合は契約金額の2割以内とし、継続費等の2年度以上にわたる契約の場合は各会計年度の出来高予定額の2割以内で、前払金を受領している場合に支払う。ただし、契約金額が1,000万円以上の契約は契約時に部分払いに代えて中間前払金を選択している場合に限る。

(3) 部分払 契約時に部分払を選択した場合に限り、契約金額が1,000万円以上1億円未満の場合は1回以内、1億円以上2億円未満の場合は2回以内、2億円以上の場合は3回以内とする(会計年度毎)。ただし、継続費等の2年度以上にわたる契約の場合で契約時に中間前払金を選択した場合においては、各会計年度末に部分払を請求できる。単価契約については、部分払なしとする。

(4) 完成払 (単価契約は、指示部分完成払)

1.7 異議の申立て

公告、入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

1.8 相模原市公契約条例に関する事項

本案件は、相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号)第6条第1号に規定する対象工事請負契約の対象となり、本案件の落札者と締結する契約においては、同条例第8条各号に掲げる事項を定める。

1.9 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、「3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の(1)から(6)までのいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。
- (3) 本工事の一部を第三者に請け負わせるときは、できる限り市内業者(相模原市内に本店がある業者)を選定すること。
- (4) 本工事の施工に必要な工事材料、建設機械等を購入又は借入するときは、できる限り市内業者(相模原市内に本店がある業者)を選定すること。
- (5) 談合に関する情報が寄せられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル(令和5年4月1日施行)によるものとする。
- (6) この公告に規定のない事項については、「相模原市契約規則」及び「電子入札運用基準」によるものとする。
- (7) 社会保険等未加入の二次以下も含めた全ての下請建設業者との下請契約は、原則認めないものとする。
- (8) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定により、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

くじ引きの方法について

- 1 複数の者が最低の価格をもって入札を行った場合は、かながわ電子入札共同システムにて電子くじを実施し、落札候補者の順位を決定し、その順位に従って審査を行います。
なお、電子くじの方法は、次の「かながわ電子入札共同システム（マニュアル）」の抜粋以下によります。

電子くじについて

かながわ電子入札共同システムでは、開札の結果くじ引きが必要になった場合に、あらかじめ入札書に入力されたくじ番号を元にして電子くじを実施することができます。

電子くじの仕組みは次のとおりです。

- ①抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。
(くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします)
- ②くじ番号合計値 x に発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数 y を加算した数値を抽選参加業者数 z で除算し、その余りに 1 を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x+y) \div z = m \cdots n$ 当選数 $= n + 1$

(例) $x = 16$ $y = 250$ $z = 3$ の場合

$(16 + 250) \div 3 = 88$ 余り 2

当選数 $= 2 + 1 = 3$

注

- ③「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者＝落札者」とします。

※同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札者は 1 名です。

注：上記枠中の落札者を、「第 1 順位の落札候補者」と読み替えます。

- 2 上記枠中の②において、余りに 2 を加算した数と順位番号が一致する者を第 2 順位の落札候補者、3 を加算した数と順位番号が一致する者を第 3 順位の落札候補者…と、くじ引き参加者全員の順位を決定します。
第 2 順位の落札候補者以降、余りに加算数値を足した数値が参加業者数を超えたときは、当該数値から参加業者数を引いた数の者となります。
なお、くじ引きの結果については、落札者決定通知書と併せて送付します。
- 3 第 1 順位の落札候補者に対し、競争参加資格を審査します。その結果、要件を満たしていることが確認できた場合は落札とし、落札者決定通知書を発行します。
- 4 第 1 順位の落札候補者が競争参加資格の要件を満たしていると確認できなかった場合は、第 2 順位の落札候補者に対し、競争参加資格を審査します。以降、競争参加資格の要件を満たしていることが確認できるまで、3 と 4 を繰り返します。
なお、第 2 順位以降の落札候補者が落札者となった場合も、電子入札システムにて落札者決定通知書を発行します。